

令和2年5月28日開会

総務消防
常任委員会会議録

鳥取県西部広域行政管理組合議会

総務消防常任委員会会議録

~~~~~

日 程

日 時 令和2年5月28日(木)  
組合議会臨時会休憩中  
場 所 米子市淀江支所 大会議室

- 1 開 会
- 2 審査事項  
議案第9号 財産の取得について
- 3 所管事務調査  
新型コロナウイルス感染症対策について
- 4 閉 会

~~~~~

出席者 (8名)

委員長	小谷	博徳	副委員長	石橋	佳枝
委員	三鴨	秀文	委員	中田	利幸
委員	森岡	俊夫	委員	井藤	稔
委員	杉谷	洋一	委員	上原	二郎

~~~~~

## 欠席者 (0名)

~~~~~

説明のため出席した者

事務局長	三上	洋	消防局長	藤山	史郎
消防局次長兼総務課長	赤川	紀夫	事務局総務課長	生田	公志
事務局施設工事課長	本池	将	事務局環境資源課長	安野	武男
消防局予防課長	安達	憲吾	消防局警防課長	多田	儒司
消防局指令課長	細田	恵誠	消防局主査	生田	圭一郎
消防局総務課長補佐	清水	賢一	事務局総務課人事給与担当課長補佐	榎野	純

~~~~~

## 事務局の職員

書記長 針田 智子 書記 堀尾 周作

~~~~~

1 開 会

(午後1時17分)

○小谷委員長 ただいまより、総務消防常任委員会を開会いたします。

~~~~~

## 2 審 査 事 項

○小谷委員長 日程2、審査事項に入りたいと思います。先ほど、本会議から付託されました議案1件について審査をいたします。なお、審査事項はお手元に配布しております日程書のとおりであります。では、議案第9号、財産の取得についてを議題といたします。当局の説明を求めます。

○多田消防局警防課長 委員長。

○小谷委員長 多田消防局警防課長。

○多田消防局警防課長 消防局警防課長の多田でございます。着座にて御説明を申し上げます。財産の取得につきましては、資料1、議案概要及び資料2、臨時議会議案第9号、資料4の入札執行表を御覧いただきたいと思っております。本件は、平成30年に定めました第7次消防力等整備5ヶ年計画に基づきまして、21年経過した米子消防署伯耆出張所に配備しております災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車について、老朽化に伴う更新整備をお願いするものでございます。本年4月28日、参加希望型指名競争入札を行い、株式会社吉谷機械製作所と5,610万円で仮契約を締結いたしましたものであります。本車両は、緊急消防援助隊設備費整備補助事業を活用し、補助を受けるものであります。財産の取得議案といたしまして、組合議会の議決をお願いするものであります。御審議のほどよろしくお願いいたします。説明は以上です。

○小谷委員長 当局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いいたします。

○石橋委員 はい。

○小谷委員長 石橋委員。

○石橋委員 この消防自動車、ポンプ自動車の購入というのは先ほども説明がありましたが、5ヶ年計画に基づいて今年2月の定例議会で議決をされている予算

のものであるというふうに思いますが、間違いありません。あの予算の額というのは、1億3,000万くらいだったと思うので、多分、この1台のほかにまだ購入の予定があるのかと思うんですが、どうなんでしょうか。

○多田消防局警防課長 はい。

○小谷委員長 多田消防局警防課長。

○多田消防局警防課長 先ほど予算の面についての御指摘は、2月議会で承認を得ているところでございます。本車両の購入に当りましての予算額は、7,481万3,310円の予算額でございます。それと、先ほど、委員の方から御指摘いただいた1億2,000万という数字でございますが、そのほか本年は救急車2台、それと消防局の指揮車の更新を予定しております。

○小谷委員長 よろしいですか。はい、ほかにありませんか。

○井藤委員 委員長。

○小谷委員長 井藤委員。

○井藤委員 2～3質問させていただきたいと思います。まず、これ参加希望型の指名競争入札ということになっておりますけども、いわゆる指名競争入札と何か違いはございますでしょうか。

○生田事務局総務課長 委員長。

○小谷委員長 生田事務局総務課長。

○生田事務局総務課長 入札の方法につきまして御質問がございましたけども、お答えを申し上げます。本組合が実施しております、参加希望型の指名競争入札につきましては、それぞれの案件について参加を希望される業者を指名をすることということで、あらかじめ指名するのではなくて、案件に対して参加を希望される業者さんを指名をするという形の入札でございます。

○井藤委員 はい委員長。

○小谷委員長 井藤委員。

○井藤委員 いいですか。ここでは、参加した業者というのが3社になってますよね、3社の参加希望型の指名競争入札になっておるんですけども。これは、これ以外にはなかったんでしょうか。あるいは、あったけども3社に絞られたというような状況もあるんでしょうか。そのあたりはどうでしょうか。

○生田事務局総務課長 委員長。

○小谷委員長 生田事務局総務課長。

○生田事務局総務課長 ただいま、指名業者数につきまして御質問がございました。このたびの入札につきましては3社の希望がございまして、3社とも指名を行っております。以上です。

○井藤委員 委員長。

○小谷委員長 井藤委員。

○井藤委員 ちょっと確認させていただきます。参加希望を募られたけど3社だ

けであった、という理解でよろしいでしょうか。3社だけということですね。分かりました。例えば、普通の指名競争入札にした場合には、ほかにも業者が可能性があるのだろうか、どうだろうか、ということと併せまして、この、いわゆる入札方式というのは、消防関係の車両の入札を行われる場合に、大体この参加希望型の指名競争入札で元来やっておられるのでしょうか、どうでしょうか。この点、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○生田事務局総務課長 委員長。

○小谷委員長 生田事務局総務課長。

○生田事務局総務課長 先ほども、入札の参加希望型のことにつきましては御説明申し上げましたが、まず、案件を公表いたしまして、これに対して希望する業者さんを指名するというございます。ここはちょっと従来の指名競争入札とは少し違う点のございます。これにつきましてほかに、まあ従前のやり方であれば、ほかにあるのかということのございますが、本組合では、業者を指名する際に恣意的なということを排除するために、業者のほうの希望によりまして指名をするという方式を取っております。その点、御理解頂戴したいと思ひます。それから、この入札につきましては、広く組合の入札は原則としてこの参加希望型でやっておりますので、他の案件につきましても基本的にはこのやり方で入札を執行しております。以上です。

○井藤委員 分かりました。

○小谷委員長 それでいいでしょうか。

○井藤委員 はい。

○小谷委員長 ほかにありませんか。別のないものと認め、質疑を終わります。続いて、討論を行います。討論がないものと認め、討論を終わります。これより本件について採決をいたします。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○小谷委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で、当委員会に付託されました議案の審査は全て議了いたします。

~~~~~

3 所 管 事 務 調 査

○小谷委員長 続きまして、日程3、所管事務調査に入りたいと思ひます。新型コロナウイルス感染症対策についてを調査事項といたします。当局よりの調査事項の説明を求めます。

○生田事務局総務課長 委員長。

○小谷委員長 生田事務局総務課長。

○生田事務局総務課長 それでは、新型コロナウイルス感染症の対応につきまして、先に事務局のほうから御説明を申し上げます。配布しております資料の1番を御覧いただきたいと思っております。それでは事務局の対応についてでございます。まず、上のほうから説明をさせていただきます。総務課の共通事項でございますが、情報収集及び共有体制の構築をいたしておりますほか、感染予防に関する対応方針を職員に対して周知をいたしております。二つ下がっていただきまして、テレビ会議システムの導入の準備を進めておりまして、これと同時に執務スペースの分散化の準備も併せて進めているというところでございます。続いて、総務課の介護・障害認定審査会についてでございますが、これにつきましては、4月21日から書面による会議に移行をしております。続きまして、施設工事課の桜の苑でございます。市町村、葬儀業者への対応といたしまして、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の御遺体の火葬についてという依頼文を発出をしておりますほか、委託業者への対応といたしまして、委託業者のBCPを確認しております。一つ飛んでいただきまして、利用者の感染予防対策といたしまして、4月24日から来場者の人数制限を実施をいたしております。続いて、施設工事課のうなばら荘でございます。指定管理者への対応といたしまして、宿泊施設等における新型コロナウイルス感染症への対応についてという通知文を発出しておりますほか、4月14日から日帰り温泉等を休業いたしております。21日から6月30日まで臨時休館をいたしております。続きまして、環境資源課のリサイクルプラザでございます。委託業者への対応といたしまして、感染予防対策等につきまして協力をお願いしておりますほか、一つ飛んでいただきまして、利用者の感染予防対策といたしまして、4月21日から5月6日まで再生工房を休館いたしております。また、搬入の自粛を4月23日から、これは個人の方に対してですが自粛をお願いしております。資料をおはぐりいただきまして、大きな2番の新型コロナウイルス感染症の業務継続計画の発動準備をいたしております。まず、緊急連絡網の再確認などを行っております。BCPの作成の着手の内容といたしましては、優先業務、行動計画の再検証を行い、業務のバックアップ体制を構築をいたしております。これに続きまして、5月7日から代替職員の研修も実施をしているところでございます。事務局の取り組み状況としては以上でございます。続きまして、消防局の対応状況を説明させていただきます。

○赤川消防局次長 はい、委員長。

○小谷委員長 赤川消防局次長。

○赤川消防局次長 消防局次長兼総務課長の赤川でございます。着座にて失礼いたします。そうしますと、消防局におけます感染症対策につきまして、常任委員会資料2のほう御確認いただけますでしょうか。消防局におけます、新型コロナウイルスの感染症対策につきましては、2月の下旬より随時、連絡調整会議という形で対応してきたところでありますが、4月に管内初の感染者が発生しました

ことから、救急業務の指揮体制の確立や、職員の感染防止対策などの強化を図るため、新型コロナウイルス感染症対策警戒本部を設置して対応しているところでございます。2番目に記載してあります、この警戒本部の担当及び任務となりますが、これにつきましては表に記載のとおりでありまして、本部長には救急業務を所管いたします警防課長を充てており、一般の業務に加えて対応しているところでございます。3番目、消防局の業務の状況であります。現在のところ対外的な催しなどにつきましては、原則見合わせておるところであります。特に、表下の予防課であります防火管理講習会や、裏面になりますが、警防課の担当となります救急講習など、住民に直接影響があるものにつきましては、逐次、ホームページに情報を掲載しているところでございます。続きまして、4番目。感染防止対策に係る全職員への指示事項の一覧となりますが、特に、感染疑いがある場合などに早期に濃厚接触者を特定するためですが、表の一番下、その他の欄になりますが、ここに記載のとおり、当面の間、週休日等に各職員に行動メモを取るよう指導をしているところでございます。5番目、救急業務と移送業務の対応としましては、現在、警防課長と、警防課内に設置してあります救急室長が、保健所と綿密な連携を図りながら、救急業務及び移送業務の指示を直接出しているところでございます。7番目、その他といたしまして、現在、消防局及び消防署所におきましては、インターホンの活用などをして事務室への入室制限などを行っているところであり、来庁される方へのお願いなどにつきましては、ホームページに記載して御理解御協力をお願いしているところでございます。最後になりますが、このたび、国内における緊急事態宣言の全面解除に伴います今後の対応につきましては、もうしばらくの間、当地域の救急医療体制の状況を見据えながら判断していきたいと考えております。説明は以上でございます。

○小谷委員長 当局の説明が終わりました。委員の皆さんの質疑、御意見を承りたいと思います。

○井藤委員 委員長。

○小谷委員長 井藤委員。

○井藤委員 座ったままでちょっと質問させていただきます。本当に、先ほど説明いただきましたけれども、解除になりましたね、本当に良かったなと思っております。本当に3密も、救急隊の救急車の中なんか、本当に3密の典型じゃないかと思うんですけども。本当にいろいろな面でね、御苦労があったんだろうなというふうに思っております。報道なんかを見てますと、シールドっていいですかね、医療機関のあれは。シールドも不足したり、というようなことで、いろいろまた御苦労された部分があるかと思っておりますけども。そのあたりで、まだまだ続くわけですけども、こういうところに気を付けておったぞ、という強調していただきたい点があれば、御紹介いただきたいというふうに思います。それからBCP。まあ、どこでも一緒ですけども、BCPということになると、なかなか

か施設を分けたりということになったら大変ですよ。そのあたりの今後のBCP対応ですね、このあたり、どのように計画されとるのか、どうなのかということ、もしあれでしたら説明いただければと思います。

○赤川消防局次長 はい。

○小谷委員長 赤川消防局次長。

○赤川消防局次長 それでは2点御質問について、お答えさせていただきます。まず最初に、活動上の注意点というか強調すべきことというような御質問でしたが、今回、シールドも含めて感染防護衣の不足、マスクの不足というのが、かなりうたわれてはいたんではありますけれども、平成20年に新型インフルエンザが蔓延しましたときに、組合議会のほうにお願いしまして、大量の感染防護衣をストックさせていただいたという前例がありまして。まさに今回、それが功を奏しまして、感染防護体制については余力のある形で現在に至っているというところが実際のところでございます。今後ともこういう場合には御理解いただきたいというのが、今回の良い意味での結果なのかなというふうに考えております。それからもう1点、BCPにつきましては、消防局、我々事務方は役所と同じような形の部門と、それから現場の部門、いろいろ形がある中で、関西、関東のほうではかなり蔓延した地域がありまして、そういう先進地域、いわゆる先進地域と言うのがいいのか分からないのですが、そういう所と連絡を取りながら、どのような対応しているのかというのを確認させていただいています。まず事務方につきましては、やはり交互に勤務するとかというようなやり方があるからということで。まあ、これは管内の構成市町村の動向を見ながら対応しようかというふうに考えております。それから、指令業務は119番は着信ですけれども、止めることができない、規模の縮小もできないということで、代替要員は作れるようにということで、我々事務方が特殊な機械の前に向かって、119番の着信と部隊の出動ができるようなトレーニングを併せてやって、補完体制を構築しているところです。それから、現場の消防隊、救急隊につきましては、最悪は部隊を縮小せざるを得ないのかなというふうな覚悟までしておりますが、実際のところ、関東、関西エリアで、そこまでの状況に至っている消防本部は現在のところ耳に入っておりませんので。まあ、そうなるときには、そういう所の地域の対応を確認しながら、実施していこうかなというふうに考えております。以上です。

○井藤委員 はい、委員長。

○小谷委員長 井藤委員。

○井藤委員 ありがとうございます。本当にいろいろ工夫していただいたと。その成果が現れておるのだろうとっております。もう少し、引き続きになろうかと思いますが、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

○小谷委員長 よろしいですか。補足がありますか。

○生田事務局総務課長 それでは。

○小谷委員長 生田事務局総務課長。

○生田事務局総務課長 それでは、BCPのことにつきまして、先ほど御質問がございましたので、事務局のほうの状況も御報告をさせていただきます。まず、BCPの非常時の優先業務の考え方といたしましては、議会の関連業務のほかに、不燃物の処理ですとか、火葬の業務、これを平常時から引き続いて継続をする、継続が不可欠な業務であるということで位置付けております。現在は、職場内で職員が発症したときの初動フローをどのような動きをするのか、あるいは、その施設の消毒、これも対応が必要だということで、現在こういったところの詰めを行っているという状況でございます。簡単ですけど、以上です。

○小谷委員長 ほかにありませんか。質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

~~~~~

#### 4 閉 会

○小谷委員長 これをもちまして、総務消防常任委員会を閉会いたします。

(午後1時40分 閉会)

鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務消防常任委員長

小 谷 博 徳